

1. 調査目的

初期環境調査は、環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）（以下、「化管法」という。）の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的としている。

2. 調査対象物質

平成 26 年度の初期環境調査においては、15 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法指定区分		化管法指定区分		調査媒体		
		改正前	改正後	改正前	改正後	水 質	底 質	大 気
[1]	6-アセチル-1,1,2,4,4,7-ヘキサメチルテトラリン					○		
[2]	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート			第一種 27	第一種 34			○
[3]	エリスロマイシン及びクラリスロマイシン並びにその他マクロライド化合物等							
	[3-1] エリスロマイシン					○		
	[3-2] クラリスロマイシン					○		
	[3-3] オレアンドマイシン					○		
	[3-4] ジョサマイシン					○		
	[3-5] タイロシン					○		
	[3-6] タクロリムス					○		
	[3-7] 1,2-デオキシエリスロマイシン （別名：エリスロマイシン B）					○		
	[3-8] ロイコマイシン A5					○		
	[3-9] ロキスロマイシン					○		
	[3-10] クリンダマイシン					○		
	[3-11] リンコマイシン					○		
[4]	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びその他テトラサイクリン化合物並びにその代謝物質							
	[4-1] オキシテトラサイクリン					○		
	[4-2] クロルテトラサイクリン					○		
	[4-3] テトラサイクリン					○		
	[4-4] ドキシサイクリン					○		
	[4-5] イソクロルテトラサイクリン					○		
[5]	5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール （別名：トリクロサン）	第三種監視				○		
[6]	酢酸 2-メトキシエチル（別名：エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート）	第二種監視		第一種 103	第一種 135			○
[7]	1,3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン類 （別名：m-トリレンジイソシアネート類）		優先評価	第一種 338	第一種 298			
	[7-1] 2-メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート							
	[7-2] 4-メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート							○
[8]	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	第二種監視 第三種監視			第一種 166	○	○	
[9]	ジピニルベンゼン類（m-体及びp-体の合計）	第三種監視		第二種 37	第一種 202			○
[10]	6,6'-ジ-tert-ブチル-4,4'-ジメチル-2,2'-メチレンジフェノール	第二種監視					○	
[11]	N,N-ジメチルアセトアミド	第二種監視			第一種 213			○
[12]	2,4-ジメチルアニリン	第三種監視			第一種 214	○	○	